

## 静岡市文化活動事業継続支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 静岡市は、文化の持続的な振興を図るため、国、静岡県知事又は静岡市長が新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために定めたガイドライン等（以下「ガイドライン等」という。）に基づき市内で新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で文化活動を開催する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、静岡市内に住所を有し、又は事務所を有する個人又は団体であって、概ね3年以上の継続した文化活動の実績を有するもので、市長が必要があると認めるものとする。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内にある定員80人以上の会場でガイドライン等に基づく新型コロナウイルス感染症対策を講じて、市民の鑑賞を目的とした次に掲げる内容の文化活動を令和5年3月31日までの期間に1回以上実施する事業とし、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 演劇（演劇、ミュージカル、人形劇、朗読等をいう。）
- (2) 舞踊（バレエ、ダンス、日舞、パフォーミングアーツ等をいう。）
- (3) 音楽（邦楽、洋楽、オペラ、合唱等をいう。）
- (4) 民俗芸能（神楽、獅子舞、田楽、伝統行事等をいう。）
- (5) 伝統芸能（能楽、歌舞伎、文楽等をいう。）
- (6) 大衆芸能（落語、漫才、談話、浪曲、寄席演芸等をいう。）
- (7) メディア芸術（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第9条のメディア芸術をいう。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本市の文化の振興に寄与するものとして市長が認める活動

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 展示事業
- (2) 総会、社内会議、研修、講演会及び式典その他の文化活動に合致しない事業
- (3) 公益財団法人静岡市文化振興財団の助成金又は他の補助金の交付を受けた事業
- (4) 政治的又は宗教的な活動と認められる事業

- (5) 特定の企業の広報・宣伝活動を伴う事業
  - (6) チャリティー事業等で寄附等を行う事業
  - (7) 特定の集団を対象とし、広く市民に鑑賞させることを目的としない事業
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業
- (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、施設の利用料並びに感染防止対策に要する人件費及び消耗品費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。

- (1) 定員500人以下の会場を利用した場合 2万円
- (2) 定員500人を超える会場を利用した場合 5万円

2 前項の規定に関わらず、2日以上にわたって補助事業を実施する場合は、初日は前項各号に規定する額を、2日目及び3日目は同項各号の2分の1に相当する額を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとするものは、文化活動事業継続支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、会場を利用する2週間前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 令和元年度以降継続して第3条各号のいずれかに該当する文化活動を実施していることが確認できる書類
- (4) 施設の定員が確認できる書類（次に掲げる施設を利用する場合を除く。）

ア 静岡市民文化会館

イ 静岡市清水文化会館マリナート

ウ 静岡音楽館AOI

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、文化活動事業継続支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知する

ものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則、この要綱及び市長が必要であると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第9条 第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ文化活動事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更事業計画書

(2) 変更収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第10条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、文化活動事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに文化活動事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 領収書等の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、文化活動事業継続支援補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第13条 前条の規定による通知を受けたものは、速やかに請求書（様式第7号）を市長へ提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第14条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- （1）補助金の交付を受けようとするものは、第6条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- （2）補助事業者は、第11条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- （3）補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長へ報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市へ返還しなければならないこと。
  - ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
  - イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- （4）市長は、第7条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の

規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。



交付申請額	円
-------	---

### 3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 令和元年度以降継続して要綱第3条各号のいずれかに該当する文化活動を実施していることが確認できる書類
- (4) 施設の定員が確認できる書類（次に掲げる施設を利用する場合を除く。）
  - ア 静岡市民文化会館
  - イ 静岡市清水文化会館マリナート
  - ウ 静岡音楽館AOI

様式第2号（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

### 文化活動事業継続支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市文化活動事業継続支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期 事業終了後報告書類等の提出後

3 交付の条件

(1)次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的又は内容

イ 補助事業の事業計画又は収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(5) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。

ア 要綱第11条の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費



税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかになった場合には、その金額(補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して報告すること。

- イ 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
- (ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
  - (イ) (ア) に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (6) (1) から(5) までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第3号（第9条関係）

文化活動事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔 法人又は団体にあつて は、その事務所の所在 地 法人又は団体にあつて は、その名称及び代表 者の氏名 〕
申請者	氏名	
	電話	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市文化活動事業継続支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の名称
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 変更（中止・廃止）の理由
- 4 変更後の補助金交付申請額 円
- 5 添付書類

様式第4号（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

文化活動事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市文化活動事業継続支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

文化活動事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

報告者 住所 { 法人又は団体にあつては、その事務所の所在地 }  
氏名 { 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名 }  
電話

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市文化活動事業継続支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業実績

(1) 事業名	
(2) 使用施設	※ホール、会議室等まで記入してください。

2 申請内容

交付決定額	円
-------	---

3 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等の写し

様式第6号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

文化活動事業継続支援補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、静岡市文化活動事業継続支援補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

様式第7号（第13条関係）

請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔法人又は団体にあつては、 その事務所の所在地〕
請求者	氏名	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた補助金について、静岡市文化活動事業継続支援補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込口座 金融機関 銀行・信用金庫・農協  
支店・支所  
口座番号 普通・当座 No.  
口座名義

様式第8号（第14条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔法人又は団体にあつては、 その事務所の所在地〕
報告者	氏名	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市文化活動事業継続支援補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）  
金 円